

電気通信事業分野における市場検証に 関する基本方針(案)の概要

平成28年5月13日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

- 電気通信事業分野における**市場検証プロセスの予見性及び透明性を確保し、市場検証に関する基本的な考え方**や**重点事項、検証プロセスの全体像**を示すものとして策定・公表。

1 本方針の対象期間

(※)改正電気通信事業法の施行後3年経過時に、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとされている。

- **改正電気通信事業法附則第9条**(※)に基づく検討に資するため、本方針に基づく検証を「**平成28年夏から平成31年夏**」までの「**3年間**」とする。

2 市場検証に関する基本的な考え方

● 予見性及び透明性の確保

- ・ 市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの予見性及び透明性を確保することが重要。
⇒ 検証プロセスの全体像を示す**基本方針**をあらかじめ定め、**公表**(※)。(※)意見公募を実施。

● 市場動向の分析・検証の充実

- ・ 事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組み・政策体系の中で、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を確保し、利用者利便を確保するためには、市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要。
⇒ **料金政策や消費者保護政策に係る市場動向を含む電気通信市場全般の動向**について分析・検証を実施。

● 電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化

- ・ 事後規制の実効性を確保するためには、定期的・継続的に情報収集を行い、電気通信事業者の事業運営を確認し、業務の健全性や適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進していくことが重要。
⇒ 随時に実施してきたヒアリング等を充実させ、**重点的に検証する事項(重点事項)**を中心に**定期的・継続的にヒアリング等**を実施。

3 重点事項

- 改正電気通信事業法を踏まえ、次の**4事項**を基本とする。各年度の重点事項、分析・検証の実施方針等は「**年次計画**」に定め、**公表**。

- ① **固定通信・移動通信における卸及び接続** ② **移動通信における禁止行為規制の緩和の影響** ③ **グループ化の動向**
④ **消費者保護ルールに関する取組状況**

- 改正電気通信事業法の施行や市場動向等を勘案し、**①を1年目の重点事項、②・③は2年目以降の重点事項**とすることを基本とする。
④は1年目から継続して重点事項とする。(※)必要に応じ、①～④以外にも各年度の重点事項に追加(年次計画に記載)。

改正電気通信事業法の概要		重点事項／分析・検証の概要
光回線の卸売サービス等に関する制度整備	固定通信市場／移動通信市場における卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、一種指定事業者（NTT東西）及び二種指定事業者（NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク）が提供する卸電気通信役務について、事後届出制を導入	（固定通信市場） <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西が提供する光回線の卸売サービス（サービス卸）に関する料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保 ・情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日）を踏まえ、接続料とサービス卸の料金水準や光回線市場における競争状況
携帯電話網の接続ルールの充実	MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事業者に関する接続制度について、アンバンドル機能や接続料算定方式等を制度化	（移動通信市場） <ul style="list-style-type: none"> ・MVNOをはじめとする移動通信市場の競争状況 ・光回線と移動通信サービスのセット割引における競争環境への影響（過度なキャッシュバック等により料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないか） <div style="text-align: right;">重点事項①</div>
禁止行為規制の緩和	携帯事業者間の競争の進展を踏まえ、様々な業種の企業との連携による新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場における市場支配的事業者（NTTドコモ）に対する禁止行為規制を緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・市場支配的事業者における企業連携の状況、市場への影響、連携による新事業・新サービスの創出等 <div style="text-align: right;">重点事項②</div>
登録の更新制の導入	主要事業者のグループ化・寡占化の状況を踏まえ、一種指定事業者／二種指定事業者又はその特定関係法人（グループ会社）がグループ外の大規模事業者と合併や株式取得等を行った場合、当該一種指定事業者／二種指定事業者に対して電気通信事業の登録の更新を義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・一種指定事業者／二種指定事業者又はその特定関係法人のグループ化や寡占化の進展状況 <div style="text-align: right;">重点事項③</div>
消費者保護ルールの充実	利用者保護の観点から、説明義務の充実、書面の交付義務の導入、初期契約解除制度の導入、勧誘継続行為の禁止・不実告知等の禁止、代理店指導措置の導入を内容とする利用者保護に係る制度を充実	<ul style="list-style-type: none"> ・改正電気通信事業法に基づく消費者保護ルールの施行状況 （※1）「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成28年5月●日）に基づき、分析・検証 （※2）関係の専門家が参加する別の会合の場を中心に分析・検証を行い、分析・検証の結果等について「電気通信市場検証会議」にも報告するなど、緊密に連携 <div style="text-align: right;">重点事項④</div>

1 検証期間

- ・平成28年夏から平成31年夏までの3年間を検証期間とし、3年目に改正電気通信事業法の施行状況に関する総合的な検証を実施。
- ・分析・検証の実効性・効率性を高めるため、1年目、2年目に分析データや分析・検証手法の充実を図る。

(※)今後のサイクル期間は、基本方針策定の際に必要な期間を設定

2 基本方針・年次計画

- ・電気通信市場検証会議の助言を得るとともに、意見公募を経て、策定・公表。

3 市場の分析

- ・各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則に基づく報告内容や事業者・利用者アンケートの結果等に基づき、**定量的・定性的**な観点から分析。
- ・変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するため、**市場の最新動向・分析手法の充実に関する研究**を並行的に実施。

4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

- ・重点事項を中心に**定期的・継続的にヒアリング**を実施。法令やガイドライン等の遵守状況を確認。

5 市場の検証

- ・上記3及び4を踏まえ、**公正競争環境及び利用者利便**に関して検証。電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出。

6 年次レポート

- ・上記3～5までの結果を取りまとめ、**電気通信市場検証会議の助言**を得るとともに、意見公募を経て、策定・公表。
- ・総務省が講じた措置状況等についても整理し、今後重点的に取り扱う課題や取組等についても取りまとめ、**次年度の「年次計画」**に反映。

7 電気通信市場検証会議

- ・「基本方針」・「年次計画」・「年次レポート」のほか、**市場の最新動向に関する研究、市場の分析・検証を適切に行うために必要となるデータや分析・検証方法等**について助言。